

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見書

2022年（令和4年）11月15日

日本弁護士連合会

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局が、2022年（令和4年）10月28日付けで意見募集を実施した「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（以下「本制度案」という。）に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 「（1）目的」について

経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について、多数決で債務整理できる法制度を作ることには賛成する。

ただし、本制度案は、手続への参加・不参加の自由や計画への同意・不同意の自由が認められている現状の私的整理手続とは異なる制度であるので、現状の各種の私的整理手続の利用に悪影響を及ぼさないようにすべきである。

2 「（2）定義」について

本制度案で定義される「事業再構築」の内容が不明確であり、基準の明確化が求められる。また、対象範囲が限定的に過ぎるため、実際にこの要件を満たす事案がどの程度あるのかについて懸念がある。

対象債権については、除外債権の範囲が不明確であり、金融債権のほか、事業再構築に不要な商取引債権等も権利変更の対象となる可能性があるため、その当否について検討すべきである。特に、同種の債権間（金融債権者間あるいは商取引債権者間等）において異なる取扱いを認めることは、事業者の恣意的判断で除外債権の範囲が定められるおそれがあるため、相当ではない。

また、一時停止の制度が設けられ、その効果が強制的なものである（対象債権者が手続に拘束される）ならば、裁判所の関与が必要であり、かつ、一時停止の要件や対象債権の範囲について争うための不服申立ての制度が必要である。

3 「（3）再構築計画案の対象債権者による決議及び裁判所の認可のための手続」について

(1) 数値基準

本制度案の再構築計画案は、清算価値さえ保障されればよいと読めるが、準

則型私的整理は、清算価値保障だけでなく、各種の数値基準があり、本制度案でも同様の数値基準を設けるべきである。

(2) 債権額の確定と決議方法

全債権者同意ではなく多数決により決する以上、前提となる債権額の確定と決議方法を明確に定めることが必要となる。特に担保権者も多数決に加わるなら、無担保債権者との間の組分け及びクラムダウン（会社更生手続参照）の検討が必要となる。

(3) 認可要件

本制度案の手続開始時点で対象債権者の範囲についての不服申立ての機会がないのであれば、裁判所による認可の要件や即時抗告の理由には、対象債権者の範囲の相当性も含めるべきである。

なお、「第1回新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」（令和4年10月27日）配布資料3「事業再構築に関する基礎資料集」の「海外における私的整理・事業再生制度の概要」に挙げられている債権者の多数決と裁判所認可に関する諸外国の制度は、いずれも手続当初から裁判所が関与する司法的手続である。

4 「(4) 国による指定法人の指定等」について

手続には、法律専門家である弁護士関与を必須要件とすべきであり、また、指定法人の活動が、非弁活動に該当しないようにすべきである。

指定法人による要件確認に関する判断や調査報告の内容に関して、主務大臣の監督は及ばないものとすべきである。